

川内労働基準監督署からご挨拶

皆様こんにちは。日頃より、監督署業務にご協力いただきまして感謝申し上げます。川内労働基準監督署では今年度も新たな異動メンバーを迎え、令和7年度をスタートしました。

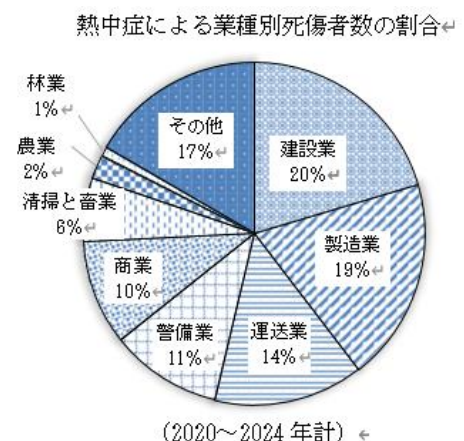
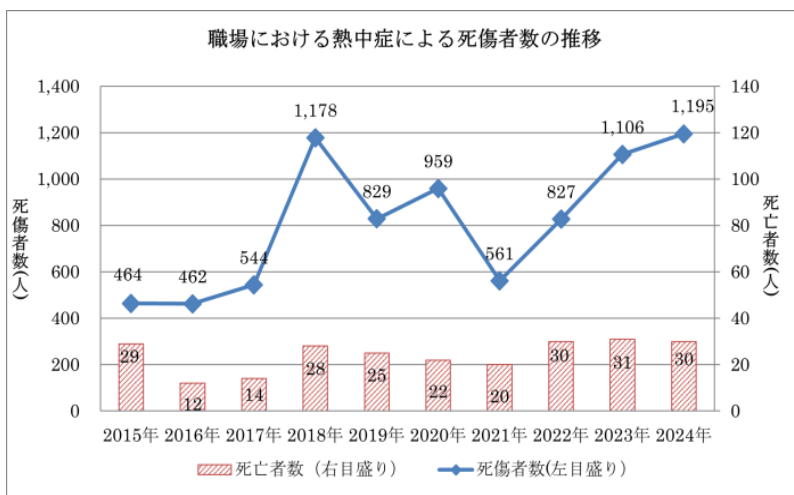
監督署の業務内容につきましては何となくご理解いただいているものと思いますが、要約しますと、働く方々の労働条件の確保、安全や健康の確保、災害や疾病が発生した際の迅速・適正な給付の確保ということになるかと思います。働く方々が安心して働ける環境の確保には、一定のルールに沿った企業活動が不可欠になります。その確保のため、場合によっては厳しいお願いをする場面があるかもしれませんが、長い目で見ると、働く方々が安心して働く職場環境の確保は、安定した企業発展に必ずつながっていくものと考えますので、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

川内労働基準監督署では、今年度も北薩地域の労働環境の整備のため努力して参りますので、当署職員一同をどうぞよろしくお願い申し上げます。

令和7年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施及び熱中症対策の義務化について

厚生労働省では、毎年5～9月をキャンペーン期間、4月を体制づくりのための準備期間として熱中症予防対策に取り組んでいます。特に今年は、労働安全衛生法の改正により、一定条件下での熱中症対策が義務化されます（令和7年6月1日施行 概要裏面参照）。

昨年1年間の全国の職場における熱中症の発生状況（速報値）は、死亡を含む休業4日以上死傷者数が1,195人、うち亡くなられた方が30人となっています。業種別では、多い業順に、製造業227人（うち死亡者6人）、建設業216人（同8人）、運送業186人（6人）、警備業136人（2人）となっています（右下円グラフは直近5年間の累計）。



- ◎ 令和7年6月1日に施行される熱中症対策に関する労働安全衛生法の概要は次のとおりです。

【法規制の目的】

初期症状の放置や対応の遅れを防いで、死亡など重篤化させないため

【必要な熱中症対策】

早期発見・対応のための「体制の整備」「手順の作成」「関係者への周知」

【対策が義務となる対象作業】

WBGT（暑さ指数）28以上又は気温31度以上の環境下で、連続1時間以上又は1日4時間を超えて行うことが見込まれる作業

注：環境省が発表する熱中症警戒アラートは暑さ指数33以上。それより低い環境下からの対策を義務化。暑さ指数28以上は一般に「厳重警戒」レベル

- ◎ 熱中症対策の詳細は、以下のQRコードから各情報サイトをご覧ください。

改正法解説リーフ



職場での熱中症対策



熱中症情報全般



公共職業安定所からのお知らせ

ハローワークでは現在ペーパーレス化に取り組んでいます。
求人の申込は「求人者マイページ」からのオンラインをご利用ください。

テレワークの推進やデジタル化・オンライン化による業務の効率化等を図る観点から業務・手続における **FAX利用の廃止** に向けた取組を進めています。

求人者マイページからの求人申込は

- ① いつでも、どこでも求人申込ができます！
- ② 職場の風景、自社製品等をPRできます！
- ③ 過去に出した求人データを活用（転用）できます！

など多くのメリットがあります。

求人者マイページは、求人者サービスをオンラインで受けられる事業主向け専用ページです。ハローワークにメールアドレスを登録後、パスワードを設定するだけで簡単に開設できます。

検索：ハローワークインターネットサービス



事業所登録・求人申込み（仮登録）

お手続き等での不明な点は各ハローワークへお電話ください。

問い合わせ先
ハローワーク川内 TEL22-8609
ハローワーク出水 TEL62-0685
ハローワーク宮之城 TEL53-0153